

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校教育研究支援センター規則

平成 21 年 1 月 7 日  
規則第 84 号  
最終改正令和 3 年 7 月 7 日

### 鈴鹿工業高等専門学校教育研究支援センター規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（平成 16 年機構規則第 4 号）第 1 2 条第 1 項及び独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校教育研究支援センター（以下「センター」という。）の組織及び技術職員の職制等に関し必要な事項を定める。

#### (センターの目的)

第 2 条 センターは、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究に係る技術支援業務を円滑かつ適切に行うことにより、本校における教育研究活動の一層の充実を図ることを目的とする。

#### (業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の実験・実習及び卒業研究等の技術指導に関すること。
- (2) 本校及び附属施設における技術開発及び技術業務に関すること。
- (3) 産学官連携業務及び受託事業等のプロジェクトに関すること。
- (4) 技術職員の能力開発等に関する研修の計画及び実施に関すること。
- (5) 本校全般及び配置先担当区域における設備・備品等の維持管理及び安全管理に関すること。
- (6) 本校の共通業務に関すること。
- (7) その他、本校の教育研究活動における技術支援業務に関すること。

#### (組織)

第 4 条 センターに、次の各号に掲げる職及び教職員を置く。

- (1) センター長
  - (2) センター長補佐
  - (3) 技術長
  - (4) 技術専門員
  - (5) 技術専門職員
  - (6) 技術職員
- 2 前項に規定するもののほか、センターに、必要に応じて技術長補佐及びその他の教職員を置くことができる。
- 3 前項に規定する技術長補佐は、技術専門員又は技術専門職員のうちからセンター長が

命ずるものとする。

(センター長)

第5条 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 センター長は、副校長をもって充てる。

(センター長補佐)

第6条 センター長補佐は、センター長の定めるところにより、センター長の職務遂行を助ける。

2 センター長補佐は、研究主事及び事務部長をもって充てる。

(技術長)

第7条 技術長は、上司の命を受け、技術専門員、技術専門職員及び技術職員の業務を統括する。

(技術専門員)

第8条 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度の専門的な技術をもって、技術に従事する。

(技術専門職員)

第9条 技術専門職員は、上司の命を受け、高度の専門的な技術をもって、技術に従事する。

(班の設置等)

第10条 センター長は、所属職員をもって、センター業務に対応する班を設置することができる。

2 班に班長を置くことができるものとし、センター長は、技術専門員又は技術専門職員のうちから班長を命ずるものとする。

3 班長は、上司の命を受け、班所属職員を指揮し、当該班の業務を処理すると共に、技術長の職務遂行を助ける。

4 班の名称、任務及び構成は、センター長の提案に基づき、第11条に規定する運営会議の議を経て、校長が別に定める。

(運営会議)

第11条 センターの運営に関し必要な事項を審議し、もって、本校の教育研究活動における技術支援業務を調整するため、センターに運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) センター長補佐

(3) 技術長

(4) 技術長補佐

(5) 教務主事

(6) 専攻科長

(7) 学科長及び教養教育科長

(8) クリエーションセンター、情報処理センター及び共同研究推進センターの長

(9) その他センター長が必要と認めた者

3 運営会議は、センター長が主宰し、少なくとも1回は毎年度必ず開催するものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営その他必要な事項について疑義が生じた場合は、校長が決定するところによる。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 教育研究支援センター規則（平成21年規則第84号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。